

6 よくある質問 Q&A

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

A.1 健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合に対して、年1回実施するよう指導されております。なお、証明書取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

●保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

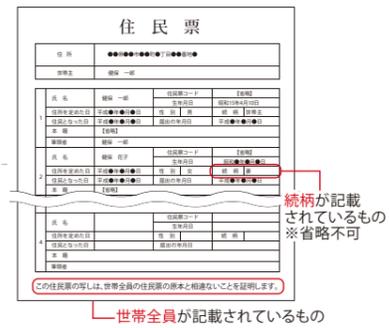
●厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)…被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
●厚生労働省保険局課長通知(保発第1029005号)…被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q.2 世帯全員の住民票とは何ですか？

A.2 住民票には「個人票」と「世帯全員」の2つの種類があります。別居されている場合は別居している世帯の家族構成確認のために「世帯全員」の住民票の提出をお願いします。

また、続柄を確認するため、必ず**続柄の記載のあるもの**を取得してください。

なお、**個人番号(マイナンバー)の記載ある証明書類はお取り扱いできません。**



住民票の写し。世帯全員の情報が記載されていることが確認できる。続柄が記載されているものも確認できる。Cの住民票の写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

Q.3 世帯全員の住民票には調査対象ではない家族も記載されますが、そのまま提出してもよいのですか？

A.3 そのままで提出ください。

なお、一部を取り除く等を行った場合、世帯全員として無効となり再提出をお願いする可能性がありますのでご注意ください。

Q.4 雇用証明書を勤務先で証明してもらったところ、給与収入が130万円(60歳以上または障がい者は180万円)を超えてしまうことが分かりました。その場合どうなりますか？

A.4 雇用証明書の内容を当健康保険組合で確認させていただいたうえで、別途、削除に関する通知を送付させていただきます。調査書と雇用証明書を提出してください。

Q.5 対象者が事業を始めました、被扶養者としてこのまま加入できますか？

A.5 自営業を営む方は本来、他者からの収入に頼らず、経済的に自立した存在であり、自己の責任と権限のもとで収入を得ることを選択した方ですので、**原則としてご自身で健康保険に加入していただくことになります。**

Q.6 自営業の家族はどんな場合に被扶養者として認められますか？

A.6 事業収入では生活費をまかなうことができず、被保険者の収入に頼らざるを得ないと判断される場合は被扶養者として引き続き加入できる場合があります。

自営業でも被扶養者として認められる条件

① 従業員を雇っていないこと

※ 雇っていても人件費(給料賃金)が、総額130万円未満であること。

② 営業収入-当健康保険組合が認める経費=130万円未満(60歳以上の方は180万円未満)

※ 営業収入(総収入)から差し引ける必要経費は、所得税法上で認められている経費とは異なります。確定申告における所得金額が、そのまま収入とみなされるわけではありませんのでご注意ください。経費については詳細に調査させていただきます。

Q.7 自営業で経費として認められる科目は？

A.7 業種によって認める経費は異なります。

共通で認められない科目は「税金などの租税公課」「減価償却費」「接待交際費」「福利厚生費」などです。

当健康保険組合が認める経費を差し引いた収入等を確認しますので、該当する提出書類を過不足なくご提出ください。

Q.8 私は無職で収入がありません。所得証明書は無収入の場合でも提出するのですか？

A.8 無収入でもお住いの市区町村役場の窓口で「令和2年度所得証明書」(内容は平成31年1月~令和元年12月の収入が記載)を入手のうえ必ずご提出ください。

2019年1月~12月の期間に収入がない方が所得証明書を入手する際は、下記ゼロ円申告*にて「金額記載省略の無い証明書」を入手してください。

2019年度中に[中・高校生]だった方、2020年1月1日時点で海外に居住していた方、すでに提出済の方は調査書の必須提出書類欄の該当項目に☑チェックすることで提出の必要はなくなります。

なお、**市区町村によって「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」など名称が異なります**のでご注意ください。

*ゼロ円申告の依頼方法

申告する場所 市区町村役場の本庁の窓口です。
(注) 駅前分室や出張所・コンビニ・自動交付機などではゼロ円申告はできません。

持参するもの 印鑑と運転免許証など本人確認書類

ゼロ円申告依頼の際は、裏面(P6)要旨の依頼文を切り取ってご活用ください。

被扶養者の資格確認調査 ご協力をお願い

2020年9月

被保険者・被扶養者の皆様へ

住友理工健康保険組合

健康保険被扶養者資格の確認調査(検認)について

日ごろより、当健康保険組合の運営についてご協力いただきありがとうございます。

この調査は健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づいて行うもので、当健康保険組合加入の被保険者の皆様が公平かつ適正な扶養認定が受けられる制度維持のため、実施が義務付けられています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本業務については「株式会社 法研中部」に委託をしております。問い合わせや督促のため、委託先よりご連絡させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

また、疑問点等の各種お問い合わせに関しては、下記専用コールセンターまでお願いいたします。

記

調査対象者 2005年4月1日以前生まれの被扶養者
※ 但し、2020年4月1日以降に新たに被扶養者認定された方は対象外となります。

提出書類 ●「健康保険被扶養者資格調査書」(以下「調査書」)
●必要書類 ※ P3~P4「該当提出書類」参照

提出期限 2020年9月25日(金)必着

提出先 受け取った封筒を再利用して、社内便で健康保険組合へ提出
※ 社内便を利用できない場合は、市販の封筒に提出書類を入れて、健康保険組合まで郵送してください。(送料は各自でご負担願います)



注意事項

- 提出期限までに「調査書」および必要書類が提出されない場合、扶養から外れる事となりますので、ご注意ください。
- 調査の結果、扶養認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者削除の手続きが必要となります。
- ご提出いただいた書類の返却はいたしません。また、その発行等にかかる費用は被保険者様のご負担となりますことをご了承ください。
- ご提出いただいた書類は、被扶養者の資格確認調査および給付業務に使用し、他の目的には使用いたしません。

お問い合わせ先

【住友理工健康保険組合資格調査専用コールセンター】
TEL:0120-226-887 【無料通話】平日のみ 9:00~17:00

個人情報の取り扱いにつきましては、当健康保険組合ホームページの「プライバシーポリシー」でご確認ください。

<https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/policy>

アクセスには保険者番号が必要です。健康保険被保険者証に記載がございます。

1 被扶養者資格の再確認調査の流れ

① 被扶養者の認定基準をご確認ください P2「2 被扶養者の認定基準」

② 「調査書」に必要事項をご記入ください P6「5 記入例」

「調査書」の被保険者・調査対象者欄の記載内容(氏名、生年月日等)を確認し、必要事項をご記入ください。
印字項目に訂正がある場合は赤字で訂正してください。

③ 必要書類をご用意ください P3~P4「3 該当提出書類」
P5「4 各該当提出書類の注意事項」

「調査書」に記載の調査対象者に該当する状況に応じて必要書類をご用意ください。

④ 「調査書」と必要書類をご提出ください

受け取った封筒を再利用して、社内便で健康保険組合へ提出してください。
※ 社内便を利用できない場合は、市販の封筒に提出書類を入れて、健康保険組合まで郵送してください。
(送料は各自でご負担願います)
※ ご提出いただいた書類の内容を確認後、別途追加で必要書類を提出していただく場合がありますので、
予めご了承ください。

⑤ 扶養認定基準を満たしていない方にはご連絡します

調査の結果、扶養認定基準を満たしていない方には、被扶養者の削除手続き等についてご案内します。
※ 扶養認定基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。

該当必要書類もお忘れなく!
(P3~P4参照)

■ ご提出の際は…

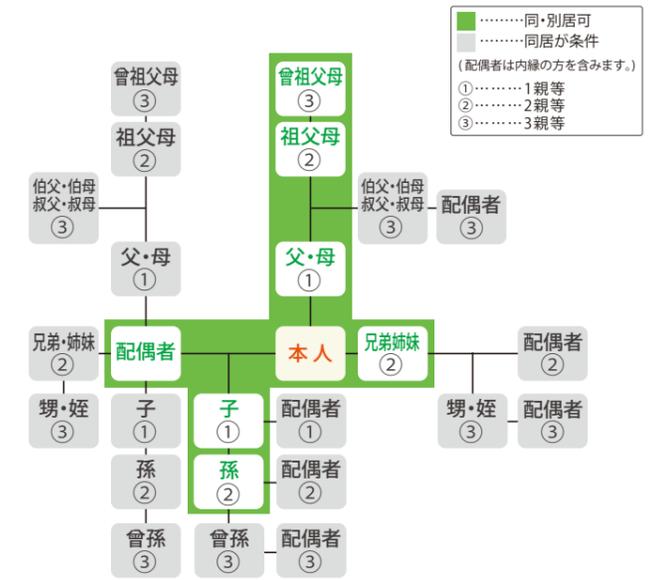
- 「健康保険被扶養者資格調査書」(別紙)の宛名が見えるように封入してください。
- 「健康保険被扶養者資格調査書」(別紙)は、調査対象者1人につき1枚同封しています。複数の調査対象者がいる場合は、ご提出いただく際に枚数の確認をお願いいたします。
- 必要書類が、すべてそろっているか再度ご確認ください。



2 被扶養者の認定基準

『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であって(民法上の親族と同一ではありません)、**主として被保険者の収入で生計を維持していることが必要**です。さらに**同居**が要件とされる親族もあります。また、健康保険法等の一部改正により、**2020年4月1日から、被扶養者の要件に「日本国内に住所を有するもの」が追加**されました。留学等の一時的な国外居住者を除き、国内に住民票のない方は被扶養者になれません。



被扶養者が別居をしている場合

被保険者が、別居している被扶養者に生活費を送金している必要があります。

認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

① 金額(収入金額には非課税金額も含みます)

被扶養者の年齢など	今後1年間の見込収入
60歳未満の場合	130万円未満
60歳以上の場合	180万円未満
障がい者*の場合	180万円未満

月額、日額で判断する場合の基準額

月額(給与・年金など)	日額(雇用保険の給付など)
108,334円未満	3,612円未満
150,000円未満	5,000円未満
150,000円未満	5,000円未満

* 障がい者とはおおむね障害年金を受けられる程度の障害となります。

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者からの送金額未満であること

※ 失業給付受給中は扶養者削除の対象となる可能性がありますので、必ず受給した旨を事業所へ申し出てください。

💡 認定基準を満たしていない場合

調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者削除の手続きが必要となります。その際は、別途被扶養者削除の手続きについて連絡をさせていただきます。被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要です。日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者が経済的に自立するなど、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者削除手続きを行ってください。

こんな時は被扶養者削除手続きが必要です。

● 就職して、就職先の健康保険に加入したとき。 	● 勤務先の健康保険に加入したとき。 	● 他の家族の被扶養者となったとき。
● 年間130万円以上を超える収入が見込まれるようになったとき。(60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上) 	● 離婚・死亡したとき。 	● 同居条件の被扶養者が別居したとき。

3 該当提出書類

調査書は被保険者との続柄に応じて配偶者/子/父・母・その他に分かれています。あてはまる状況に応じた必要書類をすべてご提出ください。

全員必須

該当項目	必要書類	発行元
全員	調査対象者の令和2年度(平成31年1月～令和元年12月分)所得証明書(課税証明書)〔原本〕 または給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定・変更通知書〔すべての面のコピー〕	市区町村役場
	<p>■ 所得証明書〔原本〕</p>  	
	<p>※ 無職・無収入の方も必要(冊子P6の所得証明書の交付申請に際してのお願い(ゼロ円申告の希望)をご利用ください。)</p> <p>※ ●2020年1月1日時点で住民票がない方 ●すでに2020年中に提出済の方 ●海外に居住している方 ●2019年度中に【中・高校生】だった方は調査書にご記入ください。</p>	

現在の収入の有無により、必要書類が異なります。該当するすべての書類をご提出ください。

該当項目	必要書類	発行元
給与収入がある (パート・アルバイト含む)	<p>雇用証明書(同封の書類)</p> <p>※ 勤務先で証明がもらえない場合、2020年1月以降に受け取ったすべての給与明細書のコピー。</p>	勤務先 (2カ所以上で就労している場合はそれぞれの勤務先)
2019年1月1日以降に退職している (パート・アルバイト含む)	退職年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	—
年金収入がある	<p>直近の年金振込通知書〔コピー〕または年金額改定通知書〔コピー〕</p> <p>※ 厚生年金(老齢・障害・遺族)、国民年金(老齢・障害・遺族)、企業年金、私的年金等受給しているすべて。 ※ 金額・受給者氏名の記載があるすべての面のコピー。 ※ 再発行依頼はお近くの年金事務所または発行元にご連絡ください。</p>	日本年金機構・年金事務所等
手当を受給している	<p>手当の受給金額がわかるもの〔コピー〕</p> <p>※ 雇用保険失業給付、傷病手当金、出産手当金、他。 ※ 雇用保険受給資格者証はすべての面のコピー。</p>	ハローワーク等
給与・年金・手当以外の収入がある	<p>令和元年分確定申告書(控)〔コピー〕と 収支内訳書〔コピー〕または青色申告決算書〔コピー〕</p> <p>※ 個人収入、不動産収入、株式配当金、農業収入等。</p>	税務署等
被保険者と別居している	別居世帯の住民票〔原本〕	市区町村役場
	2019年9月～2020年8月の連続12カ月分の送金証拠書類〔コピー〕	銀行等
	施設に入所している場合は施設入所証明書	入所先

現在の収入の有無により、必要書類が異なります。該当するすべての書類をご提出ください。

該当項目	必要書類	発行元
給与収入がある (パート・アルバイト含む)	<p>雇用証明書(同封の書類)</p> <p>※ 勤務先で証明がもらえない場合、2020年1月以降に受け取ったすべての給与明細書のコピー。</p>	勤務先 (2カ所以上で就労している場合はそれぞれの勤務先)
2019年1月1日以降に退職している (パート・アルバイト含む)	退職年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	—
年金収入がある	<p>直近の年金振込通知書〔コピー〕または年金額改定通知書〔コピー〕</p> <p>※ 厚生年金(障害・遺族)、国民年金(障害・遺族)、私的年金等受給しているすべて。 ※ 金額・受給者氏名の記載があるすべての面のコピー。 ※ 再発行依頼はお近くの年金事務所または発行元にご連絡ください。</p>	日本年金機構・年金事務所等
手当を受給している	<p>手当の受給金額がわかるもの〔コピー〕</p> <p>※ 雇用保険失業給付、傷病手当金、出産手当金、他。 ※ 雇用保険受給資格者証はすべての面のコピー。</p>	ハローワーク等
給与・年金・手当以外の収入がある	<p>令和元年分確定申告書(控)〔コピー〕と 収支内訳書〔コピー〕または青色申告決算書〔コピー〕</p> <p>※ 個人収入、不動産収入、株式配当金、農業収入等。</p>	税務署等
学生である	<p>学生証〔すべての面のコピー〕または在学証明書〔コピー〕</p> <p>※ 在学証明書は2020年4月以降発行のもの。 ※ 学生証は氏名、発行日、有効期限が確認できるもの。</p>	就学先
被保険者と別居している	別居世帯の住民票〔原本〕	市区町村役場
	2019年9月～2020年8月の連続12カ月分の送金証拠書類〔コピー〕	銀行等
	施設に入所している場合は施設入所証明書	入所先

現在の収入の有無により、必要書類が異なります。該当するすべての書類をご提出ください。

該当項目	必要書類	発行元
給与収入がある (パート・アルバイト含む)	<p>雇用証明書(同封の書類)</p> <p>※ 勤務先で証明がもらえない場合、2020年1月以降に受け取ったすべての給与明細書のコピー。</p>	勤務先 (2カ所以上で就労している場合はそれぞれの勤務先)
2019年1月1日以降に退職している (パート・アルバイト含む)	退職年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	—
年金収入がある	<p>直近の年金振込通知書〔コピー〕または年金額改定通知書〔コピー〕</p> <p>※ 厚生年金(老齢・障害・遺族)、国民年金(老齢・障害・遺族)、企業年金、私的年金等受給しているすべて。 ※ 金額・受給者氏名の記載があるすべての面のコピー。 ※ 再発行依頼はお近くの年金事務所または発行元にご連絡ください。</p>	日本年金機構・年金事務所等
手当を受給している	<p>手当の受給金額がわかるもの〔コピー〕</p> <p>※ 雇用保険失業給付、傷病手当金、出産手当金、他。 ※ 雇用保険受給資格者証はすべての面のコピー。</p>	ハローワーク等
給与・年金・手当以外の収入がある	<p>令和元年分確定申告書(控)〔コピー〕と 収支内訳書〔コピー〕または青色申告決算書〔コピー〕</p> <p>※ 個人収入、不動産収入、株式配当金、農業収入等。</p>	税務署等
被保険者と別居している	別居世帯の住民票〔原本〕	市区町村役場
	2019年9月～2020年8月の連続12カ月分の送金証拠書類〔コピー〕	銀行等
	施設に入所している場合は施設入所証明書	入所先

4 各該当提出書類の注意事項

すべての方

令和2年度の「**所得証明書**」〔原本〕をご提出ください。収入の無い方も無収入であることを確認させていただくため、必ずご提出ください。

- ※ 2020年1月1日現在の住民票のあった市区町村役場で入手してください。
- ※ 無収入の方はP6「**所得証明書の交付申請に際してのお願い**」(ゼロ円申告の希望)をご利用ください。



給与収入のある方

同封の「**雇用証明書**」を勤務先で証明していただきご提出ください。(2カ所以上で就労している場合はコピーをとってご使用ください)

- ※ 勤務先で証明がもらえない場合、2020年1月以降に受け取ったすべての給与明細書のコピーをご提出ください。



年金収入のある方

「**年金振込通知書**」〔コピー〕または「**年金額改定通知書**」〔コピー〕をご提出ください。税金や介護保険料等が控除される前の『**年金支払額**』を確認します。

- ※ **遺族年金・障害年金・個人年金**などを受給している場合も、ご提出ください。

紛失された場合は、日本年金機構、年金事務所発行元に再発行を依頼してください。

(お問い合わせ先：年金ダイヤル 0570-05-1165)



- 『**年金支払額**』
- ✕ 『**控除後振込額**』ではありません

学生の方

「**学生証**」〔すべての面のコピー〕または「**在学証明書**」〔コピー〕をご提出ください。

「学生証」〔コピー〕



学生証のコピーは、氏名・有効期限が記載されていること。

「在学証明書」

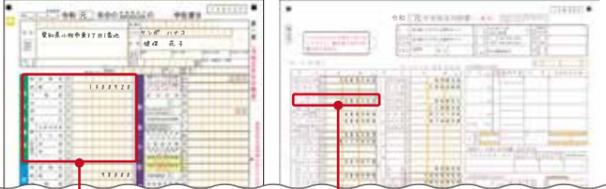


事業収入のある方

「**確定申告書(控)**」〔コピー〕と「**収支内訳書**」〔コピー〕または「**青色申告決算書**」〔コピー〕をご提出ください。

「確定申告書」

「収支内訳書」



総収入額から、当健康保険組合が必要経費として認める経費を差し引いた金額を確認します。営業収入(総収入)から差し引ける必要経費は、所得税法上で認められている経費とは異なります。確定申告における所得金額が、そのまま収入とみなされるわけではありません。

経費については詳細に調査させていただきます。

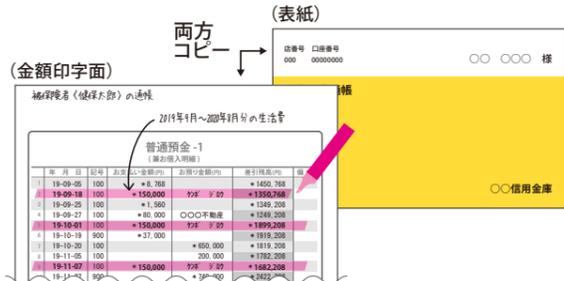
- ※ 事業収入についての詳細はP7「6よくある質問Q&A」をご参照ください。

被保険者と別居している方

- 別居先の世帯全員の「**住民票**」〔原本〕
※ 2020年8月1日以降発行のもの。
- 送金証拠書類
2019年9月～2020年8月の連続12カ月分の「**振込明細**」〔コピー〕または「**通帳(表紙と金額印字部分)**」〔コピー〕をご提出ください。

誰から誰へ・いつ・金額が分かるもの 手渡しは認められません

被保険者の「**通帳**」〔コピー〕の該当箇所にはマーカーを引き、送金額が分かるようにしてください。



5 記入例

*9月1日現在の状況をご記入ください。

【健康保険被扶養者資格調査書】

※冊子P6 記入例を参考に記入してください。

▼下記の対象者について該当事実と相違ありません。調査書が複数枚ある場合は、被保険者欄は1枚のみご記入ください。

被保険者	フリガナ氏名	ケンボ タロウ 健保 太郎	日生連絡先	090-1234-5678
	現在の居住地 住民票の住所	愛知県小牧市東3丁目1番地 <input type="checkbox"/> 居住地と同じ住所 <input type="checkbox"/> 居住地と別の住所		

印字項目に訂正がある場合は赤字で記入

▼現在の状況をご記入ください。

対象者	フリガナ氏名	ケンボ ハナコ 健保 花子	生年月日	昭和28年3月30日	性別	女	続柄	妻
	現在の居住地 住民票の住所	愛知県小牧市東3丁目1番地 <input checked="" type="checkbox"/> 居住地と同じ住所 <input type="checkbox"/> 居住地と別の住所						
職業等	別居理由	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 給与所得者 <input type="checkbox"/> (2) 自営業 <input type="checkbox"/> (3) 無職 <input type="checkbox"/> (4) 学生	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 同居 <input type="checkbox"/> (2) 別居 <input type="checkbox"/> (3) 被保険者の単身赴任による別居 <input type="checkbox"/> (4) 通学による別居	備考	同居扱い			

パターンA 配偶者

※9月1日現在の状況をご記入ください

扶養削除手続きがすでに完了している等、健保への連絡については、備考欄に記入

必須	<input checked="" type="checkbox"/> 必須提出書類	対象者の令和2年度(平成31年1月～令和元年12月分)所得証明書(課税証明書)〔原本〕または給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定・変更通知書〔すべての面のコピー〕 ※ 無職・無収入の方も必要(冊子P6の所得証明書の交付申請に際してのお願い(ゼロ円申告の希望)をご利用ください。)	市区町村役場
	<input type="checkbox"/> 右記の場合はのうえ不要とする	<input type="checkbox"/> 2020年1月1日時点で住民票がない方 ↳ 海外からの転入が確認できる住民票を提出してください。 <input type="checkbox"/> すでに2020年中に提出済の方(提出月 2020年 月) <input type="checkbox"/> 海外に居住している方	

海外から帰国した場合は、備考欄に出国日と帰国日を記載し、海外から転入した旨の記載がある住民票を提出

該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入がある方(パート・アルバイト含む)	<input type="checkbox"/> 雇用証明書 ※ 勤務先で証明が	勤務先(上で就労しているそれぞれの勤務先)
	<input type="checkbox"/> 2019年1月1日以降に退職した方(パート・アルバイト含む)	退職年月日 年 月 日	—
	<input checked="" type="checkbox"/> 年金収入がある方	<input type="checkbox"/> 直近の年金振込通知書〔コピー〕または年金額改定通知書〔コピー〕 ※ 厚生年金(老齢・障害・遺族)、国民年金(老齢・障害・遺族)、企業年金、私的年金等受給しているすべて。 ※ 金額・受給者氏名の記載があるすべての面のコピー。 ※ 再発行依頼は近隣の年金事務所または発行元にご連絡ください。	日本年金機構・年金事務所等
	<input type="checkbox"/> 手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 手当の受給金額がわかるもの〔コピー〕 ※ 雇用保険失業給付、傷病手当金、出産手当金、他。 ※ 雇用保険受給資格者証はすべての面のコピー。	ハローワーク等
該当項目	<input type="checkbox"/> 給与・年金・手当以外の収入がある方	<input type="checkbox"/> 令和元年度確定申告書(控)〔コピー〕と収支内訳書〔コピー〕または青色申告決算書〔コピー〕 ※ 個人収入・不動産収入・株式配当金、農業収入等。	税務署等
	<input type="checkbox"/> 被保険者と別居中の方	<input type="checkbox"/> 別居世帯の住民票〔原本〕 ※ 世帯主・続柄があり、マイナンバーのないもの ※ 2020年8月1日以降発行のもの <input type="checkbox"/> 2019年9月～2020年8月の連続12カ月分の送金証拠書類〔コピー〕 ※ 振込明細〔コピー〕、通帳〔コピー〕等、送金元と送金先の氏名、送金額、送金日が確認できるもの <input type="checkbox"/> 施設入所の場合 施設に入所している場合は施設入所証明書	市区町村役場 銀行等 入所先

該当する項目にチェック

チェックを入れた状況に応じて、記載されている書類を提出

市区町村役場「所得証明書」の交付窓口で担当者様

住友理工健康保険組合(公印省略)

所得証明書の交付申請に際してのお願い(ゼロ円申告の希望)

健康保険組合の被扶養者加入資格更新における収入証明を使用目的として『直近1年分の所得証明書』の交付を申請いたします。

証明の対象者が「専業主婦等により無収入」である場合には、『所得金額欄に記載省略のない¥0表記のある』証明書の交付をお願いいたします。

つきましては、交付申請者に対し、『ゼロ円申告』をご案内くださいますようお願いいたします。